

京都市危機管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第216号

京都市危機管理規則の一部を改正する規則

京都市危機管理規則の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 市長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項の規定に基づき京都市国民保護対策本部を設置したとき、又は同法第183条において準用する同法第27条第1項の規定に基づき京都市緊急対処事態対策本部を設置したときは、本部を廃止するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局防災危機管理室)